

議案第42号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

つくば市立栗原小学校放課後児童室	つくば市栗原2018番地
------------------	--------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のつくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の規定による放課後児童室の利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前に

おいても行うことができる。

（提案理由）

令和８年度に開設する予定の栗原小学校放課後児童室を別表に追加するため、この条例案を提出するものである。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（略）		別表第1（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
<u>つくば市立栗原小学校放課後児童室</u>	<u>つくば市栗原2018番地</u>		

議案第 42 号

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例 の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市こども部こども育成課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

令和 8 年 4 月 1 日からつくば市立栗原小学校が小規模特認校になることにより、一定数の児童が、学校から遠方となる学区外から保護者の送迎を前提に通学することが想定されるため、つくば市立放課後児童室を新設するもの

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・ 放課後児童室対策パッケージ 2025（こども家庭庁・文部科学省）
- ・ 第 3 期つくば市子ども・子育て支援プラン

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項
- ・ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 項第 5 号

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

現在、栗原小学校以外でつくば市立放課後児童室を利用する児童が、栗原小学校に転校しても、引き続き栗原小学校でつくば市立放課後児童室を利用できるようになる。